【厚生労働省　通知】

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う被爆者大腸がん検診の実施について

(平成４年４月13日　健医発第475号)

(各都道府県知事・広島・長崎市市長あて厚生省保健医療局長通知)

**最終改正　平成28年３月31日健発第0331第12号**

別紙

**原子爆弾被爆者がん検診実施要領**

１　目的

被爆者の高齢化に伴い健康に対する不安が増大している状況等に鑑み被爆者健康診断の一環としてがん検診を行うことにより、もって被爆者の健康に対する不安の解消と健康管理の充実を図ることを目的とする。

２　実施主体

都道府県、広島市及び長崎市(以下「都道府県市」という。)とする。

３　対象者

被爆者健康手帳の交付を受けている者及び第一種健康診断受診者の交付を受けている者(以下「被爆者等」という。)とする。

４　検診項目

がん検診は、次の６項目を行う。

(１)　胃がん検診

(２)　肺がん検診

(３)　乳がん検診

(４)　子宮がん検診

(５)　大腸がん検診

(６)　多発性骨髄腫検診

５　検診実施機関

当該都道府県の区域内（広島市及び長崎市にあっては市の区域内）に位置し、都道府県知事（広島市及び長崎市にあっては市長。以下「都道府県知事等」という。)が指定する医療機関のうち、原則として内科、外科及び産婦人科(婦人科)の診療科を有する病院又は診療所とする。

６　検診回数

被爆者等からの申請により実施する健康診断のうち１回を被爆者等の希望によりがん検診とし、４に定める各検診項目を年１回を限度として実施する。

７　実施に関する事項

（１）検診実施機関の選定

　　　都道府県知事等は検診の実施に当たっては、地域の実情および検査データの精度管理等の状況を勘案し、適切な検診実施機関を選定すること。

（２）周知徹底

　　　都道府県知事等はがん検診の実施に当たっては、都道府県及び市町村の公報や被爆者等に対する個別通知等により本制度の周知徹底を図ること。

　（３）申請等

　　　都道府県知事等は、被爆者からの申請により、受診しやすい方法及び場所を検討し、受診者名簿等を検診実施機関に送付するとともに、申請者に対し場所・日時等を通知すること。

　（４）検診の実施

　　　検診実施機関は、本要領に基づきがん検診を実施するとともに、その結果を健康診断個人票に記載し、都道府県知事等に報告すること。

　（５）受診者への指導等

　　　都道府県知事等は、検診実施機関より報告を受けた検診結果を、被爆者健康手帳又は第一種健康診断受診者証に記載するとともに、受診者に連絡し、検診結果内容に応じ精密検査の受診等の指導を行うこと。

　（６）精度管理

　　　都道府県知事等は、検診実施機関の精度管理の把握に努めること。

８　検査内容

**(１)　胃がん検診**

検査内容は、問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。

ア　問診

　　　　問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ　胃部エックス線検査

(ア)　撮影方式

直接撮影又は間接撮影とする。ただし、間接撮影は７×７cm以上のフィルムを用いることとし、撮影装置は被曝線量の低減を図るため、イメージ・インテンシファイア方式が望ましい。

(イ)　撮影枚数

最低７枚とする。

(ウ)　体位等

日本消化器集団検診学会による「新・胃Ｘ線撮影法ガイドライン改訂版(2011年)」を参考にすること。

なお、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意すること。

(エ)　読影

胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する２名以上の医師により行うこと。

(オ)　写真の保存

検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも５年間保存しなければならない。

　　ウ　胃内視鏡検査

　　　　胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル　2015年度版」を参考にすること。

**(２)　肺がん検診**

検診内容は、問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とする。

ただし、喀痰細胞診は問診の結果医師が必要と認める者に対し行う。

ア　問診

問診に当たっては、喫煙歴、職歴及び血痰の有無は必ず聴取し、かつ、過去の検診受診状況等を聴取する。

イ　胸部エックス線検査

(ア)　撮影方式

直接撮影による。

(イ)　読影

胸部エックス線写真については、２名以上の医師（このうち１名は十分な経験を有すること。）が読影する。またその結果によっては、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

(ウ)　写真の保存

検診実施機関は、画像や検体及び検診結果を少なくとも５年間保存しなければならない。

ウ　喀痰細胞診

（ア)　問診の結果喀痰細胞診の必要と認められた者に喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低３日の蓄痰又は３日の連続採痰とする。

また、採取した喀痰(細胞)は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

（イ)　検体の顕微鏡検査は十分な経験を有する医師及び臨床検査技師が行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

また、同一検体から作成された２枚以上のスライドは、２名以上の技師が、スクリーニングする。

(ウ)　検診実施機関は、画像や検体及び検診結果を少なくとも５年間保存しなければならない。

**(３)　乳がん検診**

検診内容は、問診、視診、触診及び乳房エックス線検査とする。なお、視診及び触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること。

ア　問診

問診に当たっては、現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ　視診

乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察する。

ウ　触診

乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

　　エ　乳房エックス線検査

（ア）実施機関

　　　　　乳房エックス線撮影の実施機関は、当該検査を実施するに適格な撮影装置（原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たす必要があること。）を備えるものとする。

　　（イ）撮影方法

　　　　　両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。ただし、内外斜位方向撮影を補完する方法として、頭尾方向撮影を追加することは差し支えない。この場合において、撮影者は日本乳がん検診精度管理中央機構（日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会、日本乳腺甲状腺超音波医学会、日本超音波医学会及び日本超音波検査学会により構成される委員会をいう。以下同じ。）が開催する乳房エックス線検査に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が乳房撮影を行うことが望ましい。

　　（ウ）読影

　　　　　乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下で、二重読影（うち１名は十分な経験を

有する医師であること。）により行う。

　　（エ）写真の保存

　　　　　検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも５年間保存しなければならない。

**(４)　子宮がん検診**

検診内容は、問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診、コルポスコープ検査及び子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)とする。ただし、コルポスコープ検査及び子宮体部の細胞診は問診等の結果医師が必要と認める者に対し行う。

ア　問診

問診に当たっては、不正性器出血等の現在の症状、月経及び分娩・妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ　視診

膣鏡により子宮頸部の状況を観察する。

ウ　内診

双合診を行う。

エ　子宮頸部及び子宮体部の細胞診

(ア)　子宮頸部の細胞診については子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法、子宮体部の細胞診については吸引法又は擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

(イ)　検体の顕微鏡検査は十分な経験を有する医師及び臨床検査技師が行う。この場合において医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

(ウ)　子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって分類する。だたし、細胞診クラス分類(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（Ⅲa、Ⅲb）、Ⅳ、Ⅴ)を併用しても差し支えない。

(エ)　子宮体部の細胞診の結果は「陰性」、「疑陽性」又は「陽性」に区分する。

(オ)　検診実施機関は、検体及び検診結果を少なくとも５年間保存しなければならない。

**(５)　大腸がん検診**

大腸がん検診

検診内容は、問診及び便潜血検査とする。

ア　問診

　　　問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ　便潜血検査

免疫便潜血検査２日法で行う。

(ア)　検診受診者から検診実施機関への検体輸送は、温度管理が困難であり検査の精度が下がるので原則として行わない。

(イ)　検体の測定については、検体回収後速やかに行う。速やかな測定が困難な場合は冷蔵保存すること。

(ウ)　検診の結果は、「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。

(エ)　検診実施機関は、検診結果を少なくとも５年間保存しなければならない。

**(６)　多発性骨髄腫検診**

検診内容は、問診及び血清蛋白分画検査とする。

ア　問診

　　　問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取する。

イ　血清蛋白分画検査

電気泳動法により行う。